

## ～気候変動適応法の改正～

- 地球温暖化に伴い**極端な高温のリスクが増加**。熱中症による**死亡者数は高水準（年間1,000人規模）で推移**。海外では災害級の熱波も発生。
- **昨年開催されたCOP27では気候変動への「適応」が重要議題**。  
（国連のグテレス事務総長は、地球温暖化で激甚化する気象リスクを住民等に知らせる「早期警戒システム」を全世界に普及させると発表）
- しかし、熱中症予防行動の**国民への浸透が不十分**。理解や危機感を高める必要。地域における取組も、地域差が大きく、**全国的に展開できていない**。
- **熱中症対策は多くの府省庁にまたがる中、総合調整機能が弱く、推進体制が不十分**。



気候変動適応法の一部改正により、熱中症対策の推進のための法制化を図る。

## 基本的な考え方

## 熱中症対策の法的位置付け

- ◆熱中症対策は気候変動への適応策の中でも特に具体的な対策を推進していくべき分野であることを明記し、国、地方公共団体、事業者、国民等にとって推進すべき**重要な施策である旨を明確に発信**。**適応策の更なる具体化・強化**を図る。

## 関係府省庁の連携強化

- ◆現行の政府の**熱中症対策行動計画**（関係府省庁局長級会議において策定）を**法定の閣議決定計画に格上げ**
- ◆計画案は**環境省**が関係府省庁と総合調整して作成
- ◆関係府省庁による熱中症対策の連携・強化（当該閣議決定計画に記載。以下は主な想定事項）
  - ・関係府省庁は、熱中症対策の普及啓発、一般住宅や公共施設等における**エアコンの普及・利用促進等**の施策を講じる。
  - ・関係府省庁は、**学校、スポーツ施設、災害時の避難所等**の管理者の行う熱中症対策を促進する。
  - ・関係府省庁は、熱中症による**救急搬送等情報を的確・迅速に把握**するよう努める。

## 極端な高温時も見据えた熱中症対策の一層の強化

## ◆熱中症特別警戒アラートの発表

- ・環境大臣は、従来からの熱中症警戒アラートに加え、極端な高温現象により国民の健康へ重大な支障を及ぼす事態が生じる場合には、気象庁長官の協力を得て、**熱中症特別警戒アラート**を発表し、都道府県へ通知するとともに、報道機関やSNS等を通じて周知する。

## ◆クーリングシェルターの確保

- ・市町村長は、地域における熱中症対策を促進するため、**極端な高温時に暑さから避けるための施設を指定**することができるものとする。
- ・当該施設については、熱中症特別警戒アラートの発表がされている場合においては、施設を開放し、住民が確実に利用できるようにする。

## ◆普及啓発体制の強化

- ・市町村長は、地域住民、特に独居老人など熱中症弱者への予防行動の呼びかけや安否の見守り等を進めるため、それを実施する**地域の団体や民間団体を指定**することができるものとする。

## ◆地方公共団体への支援

- ・上記のような地方公共団体の取組に対して、**（独）環境再生保全機構による技術的助言**を行う。